

さっぽろマチトモパートナー企業認定制度 取組確認シート

私は、このシートに記載したとおり、町内会・自治会の活性化に資する取組を実施しています。

<認定基準(取組事項数)>

A 仲介業者・建築業者 : 合計4項目以上

B デベロッパー・管理会社 : 合計7項目以上  
(うち取組事項8～13から少なくとも2項目以上)

A、Bともに取組事項1は必須となっています。

企業名 アミューズエステート株式会社

代表者 梅木功一

|      |   |        |      |
|------|---|--------|------|
| 企業分類 | A | ○ 仲介業者 | 建築業者 |
|      | B | デベロッパー | 管理会社 |

※ 複数回答可

<記入に当たっての注意事項>

- これまで機会がなく実績がない取組事項であっても、取組事項に示す状況になった場合に当然に対応する場合は、「取り組んでいる」事項としてみなします。
- 取組事項4: 当申請以降に札幌市が作成している町内会の加入促進に関する広報物の配架等を行う場合は、「取り組んでいる」事項としてみなします。
- この内容は、札幌市役所ホームページで公開されます。

| 取 組 事 項       |     |                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                  | 取り組んでいる |
|---------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 全企業共通         | 全般  | 1                                                                                                                 | <b>【必須】</b> 町内会から、町内会に関わりのある事項(※)についての申出・相談があった場合には、町内会との協議を行っている<br><br>※町内会に関わりのある事項(例)<br>・町内会への加入(促進に関すること含む)      ・ごみステーションの設置や管理<br>・パートナーシップ排雪      ・町内会活動への参加や協力      など | ○       |
|               | 加入  | 2                                                                                                                 | 札幌市等が作成している町内会の加入促進に関する広報物について、事業所内等での配架、掲示に協力している                                                                                                                               | ○       |
|               |     | 3                                                                                                                 | 入居予定者・入居者等に対して、住宅所在地の町内会に関する情報(町内会名、町内会費など)を紹介している                                                                                                                               | ○       |
|               |     | 4                                                                                                                 | 入居予定者・入居者等に対して、一般的な町内会の加入方法(町内会・自治会検索システム「マチトモNavi」の案内など)を紹介している                                                                                                                 | ○       |
|               | 負担  | 5                                                                                                                 | 町内会に関わりのある事項(取組事項1参照)の相談に当たり、町内会から共同住宅の管理会社、管理組合、オーナーの紹介を依頼された場合には、取り次ぐよう努めている                                                                                                   | ○       |
|               | 活性化 | 6                                                                                                                 | 事業所所在地の町内会に加入している                                                                                                                                                                | ○       |
|               |     | 7                                                                                                                 | 事業所所在地の町内会の活動、イベント等に協力している                                                                                                                                                       | ○       |
| デベロッパー・管理会社のみ | 加入  | 8                                                                                                                 | 自社で分譲・管理している共同住宅は、地域の町内会に加入する方針としている                                                                                                                                             |         |
|               |     | 9                                                                                                                 | 共同住宅の新規建築又は新興住宅地の開発に当たって、住宅所在地の町内会へ加入しない場合は、共同住宅又は新興住宅地単位での町内会の新設に努めている                                                                                                          |         |
|               |     | 10                                                                                                                | 重要事項説明書等に町内会費の項目を記載する、入居説明会で町内会の説明をするなど、共同住宅入居者の町内会加入に向けた働きかけを行っている                                                                                                              |         |
|               | 負担  | 11                                                                                                                | 町内会との協議により定められた金額、徴収方法、支払時期等に応じて、共同住宅入居者分の町内会費を納入している                                                                                                                            |         |
|               |     | 12                                                                                                                | 町内会から依頼された共同住宅内への広報物(回覧物等)の掲示に協力している                                                                                                                                             |         |
| 13            |     | 共同住宅を管理する者が変わる場合(例:デベロッパー→管理会社、A管理会社→B管理会社)に、町内会費の徴収方法やごみステーションの管理、パートナーシップ排雪等の町内会に関わりのある事項(取組事項1参照)について引継ぎを行っている |                                                                                                                                                                                  |         |
| 全事業者共通        | 全般  | 14                                                                                                                | (上記取組のほか、独自の取組がありましたら、具体的な取組内容を次に記載してください)<br>○宅建協会南支部として2か月に1度定期的に清田区役所の地域振興課と町内会加入促進、空家対策について打ち合わせを行っている<br>○清田区北野地区の町内会の老人会にて生前整理等のミニセミナーを空家対策として情報提供を数度行った                   | ○       |

取組の方向性を記載してください。

加入→町内会への加入促進

活性化→町内会の活性化

負担→町内会の負担軽減

全般→加入促進・負担軽減・活性化

取組数

8